

軽米町移住体験補助金交付要綱

令和3年輕米町告示第88号 制 定

令和4年輕米町告示第20号 一部改正

(目的)

第1条 軽米町への移住による定住人口の増加を図るため、本町への移住を検討している者が行う活動に要する経費に対し、予算の範囲内で軽米町補助金交付規則(昭和44年輕米町規則第20号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、出身地(出生から15歳(高校入学前)までの間、一番長く過ごした場所)が軽米町外であり、指定地域外(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年輕米町条例第19号)別表2に定める乙地方及び丙地方以外の地域をいう。以下同じ。)に現住所を有する者で、本町への移住の意思がある者または移住を検討している者のうち、次の各号のいずれかに該当する活動(以下「補助対象活動」という。)を行う者とする。

- (1) 本町にて住居を探す活動
- (2) 本町にて仕事を探す活動
- (3) 本町にて生活環境や子育て環境等を確認する活動
- (4) 本町の移住担当課等において移住に関する相談を行う活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本町への移住に向けて特に必要と認められる活動

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助金の額等は、次の表のとおりとする。

区分	補助対象経費	補助率等
交通費	1 補助対象活動に要する公共交通機関(タクシー含む)の利用料 2 補助対象活動に要するレンタカーの利用料	対象経費の2分の1以内とし、1回あたり25,000円を限度とする。(同行者がいる場合は、40,000円を限度とする)
宿泊費	補助対象活動に要する町内宿泊施設の宿泊費(町内の宿泊施設が満室の場合は、二戸管内及び八戸市内の宿泊施設も対象とする。また同行者がいる場合は1名まで対象とする)	対象経費の2分の1以内とし、一人1泊あたり5,000円を限度とする。また、合計で10泊を限度とする。(1回あたりの宿泊日数の上限は無し)

2 前項の表により算出した補助金の合計金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、軽米町移住体験補助金活動計画承認申請書(様式第1号)及び軽米町移住体験補助金計画書(様式第2号)を、補助対象活動開始の10日前までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による計画承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と

認める場合は、軽米町移住体験補助金活動計画承認書（様式第3号）により申請者に通知する。

3 申請者は、補助対象活動が終了したときは、軽米町移住体験補助金交付申請書兼活動報告書（様式第4号）（以下「交付申請書」という。）に、その内容が確認できる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

4 補助金の交付申請（同行者である場合を含む。）は、3回を限度とする。

（補助金の交付決定）

第5条 町長は、前条第3項の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、軽米町移住体験補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする

（補助金の交付）

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、前条の規定による通知を受けたときは、軽米町移住体験補助金請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第7条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付された補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求めることができる。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(1) 虚偽の申請、報告等を行ったとき。

(2) 不正な行為があると認められたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が返還を相当と認めたとき。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。